

頁	修正前	修正後	備考																						
	※目次は省略	※目次は省略																							
	<p>第1章 総 則</p> <p>(略)</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>第2章 水防組織</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水防本部の事務分掌 [災害対策本部事務分掌(参照)] (地域防災計画から抜粋)</p> <p>水防本部の事務分掌は、次のとおりとする。ただし、本部長の判断により、各対策部に必要な事務を要請することができる。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(略)</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>第2章 水防組織</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水防本部の事務分掌 [災害対策本部事務分掌(参照)] (地域防災計画から抜粋)</p> <p>水防本部の事務分掌は、次のとおりとする。ただし、本部長の判断により、各対策部に必要な事務を要請することができる。</p>																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>班 名</th> <th>担当課等</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務対策部</td> <td>総括班</td> <td>総務法制課 消防防災課 <u>(追加)</u></td> <td> [共通] 1 災害対策の総括に関する事。 2 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 3 防災総合システムの管理及び運用に関する事。 [災害応急対策期] 4 災害対策本部の設置及び運営、庶務に関する事。 5 県災害対策本部との連絡に関する事。 6 佐賀市消防団の活動に関する事。 7 自動車等の配車計画に関する事。 8 気象情報の収集及び記録に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 9 総合的な被害調査及び要望書の作成及び関係機関への送付に関する事。 10 災害見舞及び視察者の応接に関する事。 11 災害調査団等の現地調査等に関する事。 <u>(追加)</u> </td> </tr> <tr> <td>動員班</td> <td>人事課</td> <td> [災害応急対策期] 1 各対策部の配置要員(予備班員を含む。)の動員及び掌握に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 職員の罹災給付に関する事。 3 雇入れ労働者の確保及び配置に関する事。 4 他の公共団体の応援要請に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	対策部名	班 名	担当課等	事務分掌	総務対策部	総括班	総務法制課 消防防災課 <u>(追加)</u>	[共通] 1 災害対策の総括に関する事。 2 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 3 防災総合システムの管理及び運用に関する事。 [災害応急対策期] 4 災害対策本部の設置及び運営、庶務に関する事。 5 県災害対策本部との連絡に関する事。 6 佐賀市消防団の活動に関する事。 7 自動車等の配車計画に関する事。 8 気象情報の収集及び記録に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 9 総合的な被害調査及び要望書の作成及び関係機関への送付に関する事。 10 災害見舞及び視察者の応接に関する事。 11 災害調査団等の現地調査等に関する事。 <u>(追加)</u>	動員班	人事課	[災害応急対策期] 1 各対策部の配置要員(予備班員を含む。)の動員及び掌握に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 職員の罹災給付に関する事。 3 雇入れ労働者の確保及び配置に関する事。 4 他の公共団体の応援要請に関する事。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>班 名</th> <th>担当課等</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務対策部</td> <td>総括班</td> <td>総務法制課 消防防災課 <u>国際課</u> <u>新型コロナウイルス感</u> <u>染症対策室</u></td> <td> [共通] 1 災害対策の総括に関する事。 2 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 3 防災総合システムの管理及び運用に関する事。 [災害応急対策期] 4 災害対策本部の設置及び運営、庶務に関する事。 5 県災害対策本部との連絡に関する事。 6 佐賀市消防団の活動に関する事。 7 自動車等の配車計画に関する事。 8 気象情報の収集及び記録に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 9 総合的な被害調査及び要望書の作成及び関係機関への送付に関する事。 10 災害見舞及び視察者の応接に関する事。 11 災害調査団等の現地調査等に関する事。 <u>12 外国人罹災者に関する事。</u> </td> </tr> <tr> <td>動員班</td> <td>人事課</td> <td> [災害応急対策期] 1 各対策部の配置要員(予備班員を含む。)の動員及び掌握に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 職員の罹災給付に関する事。 3 雇入れ労働者の確保及び配置に関する事。 4 他の公共団体の応援要請に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	対策部名	班 名	担当課等	事務分掌	総務対策部	総括班	総務法制課 消防防災課 <u>国際課</u> <u>新型コロナウイルス感</u> <u>染症対策室</u>	[共通] 1 災害対策の総括に関する事。 2 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 3 防災総合システムの管理及び運用に関する事。 [災害応急対策期] 4 災害対策本部の設置及び運営、庶務に関する事。 5 県災害対策本部との連絡に関する事。 6 佐賀市消防団の活動に関する事。 7 自動車等の配車計画に関する事。 8 気象情報の収集及び記録に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 9 総合的な被害調査及び要望書の作成及び関係機関への送付に関する事。 10 災害見舞及び視察者の応接に関する事。 11 災害調査団等の現地調査等に関する事。 <u>12 外国人罹災者に関する事。</u>	動員班	人事課	[災害応急対策期] 1 各対策部の配置要員(予備班員を含む。)の動員及び掌握に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 職員の罹災給付に関する事。 3 雇入れ労働者の確保及び配置に関する事。 4 他の公共団体の応援要請に関する事。	
対策部名	班 名	担当課等	事務分掌																						
総務対策部	総括班	総務法制課 消防防災課 <u>(追加)</u>	[共通] 1 災害対策の総括に関する事。 2 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 3 防災総合システムの管理及び運用に関する事。 [災害応急対策期] 4 災害対策本部の設置及び運営、庶務に関する事。 5 県災害対策本部との連絡に関する事。 6 佐賀市消防団の活動に関する事。 7 自動車等の配車計画に関する事。 8 気象情報の収集及び記録に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 9 総合的な被害調査及び要望書の作成及び関係機関への送付に関する事。 10 災害見舞及び視察者の応接に関する事。 11 災害調査団等の現地調査等に関する事。 <u>(追加)</u>																						
	動員班	人事課	[災害応急対策期] 1 各対策部の配置要員(予備班員を含む。)の動員及び掌握に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 職員の罹災給付に関する事。 3 雇入れ労働者の確保及び配置に関する事。 4 他の公共団体の応援要請に関する事。																						
対策部名	班 名	担当課等	事務分掌																						
総務対策部	総括班	総務法制課 消防防災課 <u>国際課</u> <u>新型コロナウイルス感</u> <u>染症対策室</u>	[共通] 1 災害対策の総括に関する事。 2 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 3 防災総合システムの管理及び運用に関する事。 [災害応急対策期] 4 災害対策本部の設置及び運営、庶務に関する事。 5 県災害対策本部との連絡に関する事。 6 佐賀市消防団の活動に関する事。 7 自動車等の配車計画に関する事。 8 気象情報の収集及び記録に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 9 総合的な被害調査及び要望書の作成及び関係機関への送付に関する事。 10 災害見舞及び視察者の応接に関する事。 11 災害調査団等の現地調査等に関する事。 <u>12 外国人罹災者に関する事。</u>																						
	動員班	人事課	[災害応急対策期] 1 各対策部の配置要員(予備班員を含む。)の動員及び掌握に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 職員の罹災給付に関する事。 3 雇入れ労働者の確保及び配置に関する事。 4 他の公共団体の応援要請に関する事。																						

佐賀市水防計画の修正に係る新旧対照表

	秘書広報班	秘書課（支援） 人事課 財政課 契約監理課 財産活用課	[共通] 1 本部長の秘書に関する事。 2 本部が行う新聞発表、放送等の広報活動に関する事。 3 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。		秘書広報班	秘書課（支援） 人事課 財政課 契約監理課 財産活用課	[共通] 1 本部長の秘書に関する事。 2 本部が行う新聞発表、放送等の広報活動に関する事。 3 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。
	経理班	財政課 契約監理課 財産活用課	[共通] 1 庁舎の電気及び電話設備の調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 災害関係物品の調達及び出納に関する事。 3 庁舎の応急対策に関する事。 4 災害救助法の適用に関する事。 5 避難所への物資の輸送に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 6 災害対策に係わる予算措置に関する事。 7 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡に関する事。 8 市有財産の損害状況の調査及び総括に関する事。		経理班	財政課 契約監理課 財産活用課	[共通] 1 庁舎の電気及び電話設備の調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 災害関係物品の調達及び出納に関する事。 3 庁舎の応急対策に関する事。 4 災害救助法の適用に関する事。 5 避難所への物資の輸送に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 6 災害対策に係わる予算措置に関する事。 7 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡に関する事。 8 市有財産の損害状況の調査及び総括に関する事。
企画調整対策部	連絡調整班	企画政策課 情報課 <u>三重津世界遺産課</u> バイオマス産業推進課 佐賀駅周辺整備構想推進室	[共通] 1 情報システム等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 コールセンターの設置及び運営に関する事。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部との連絡調整に関する事。 4 各種情報及び被害情報の収集に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 5 写真等の災害記録の取りまとめに関する事。	企画調整対策部	連絡調整班	企画政策課 情報課 <u>歴史・世界遺産課</u> バイオマス産業推進課 佐賀駅周辺整備構想推進室	[共通] 1 情報システム等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 コールセンターの設置及び運営に関する事。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部との連絡調整に関する事。 4 各種情報及び被害情報の収集に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 5 写真等の災害記録の取りまとめに関する事。
(略)				(略)			
建設対策部	庶務班	都市政策課 <u>都市デザイン課</u> 用地対策課 緑化推進課	[共通] 1 建設対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 佐賀土木事務所との連絡調整に関する事。 3 応急対策用資機材の確保及び輸送に関する事。 4 交通の規制に関する事。	建設対策部	庶務班	都市政策課 <u>(削除)</u> 用地対策課 緑化推進課	[共通] 1 建設対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 佐賀土木事務所との連絡調整に関する事。 3 応急対策用資機材の確保及び輸送に関する事。 4 交通の規制に関する事。
	建築住宅班	建築指導課 建築住宅課	[共通] 1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 交通の規制に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 災害救助用仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理の協力に関する事。 4 被災建築物の調査に関する事。 5 被災市有建物の応急復旧工事に関する事。 6 災害救助法に基づく避難所応急仮設住宅の設置に関する事。		建築住宅班	建築指導課 建築住宅課	[共通] 1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 交通の規制に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 災害救助用仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理の協力に関する事。 4 被災建築物の調査に関する事。 5 被災市有建物の応急復旧工事に関する事。 6 災害救助法に基づく避難所応急仮設住宅の設置に関する事。

佐賀市水防計画の修正に係る新旧対照表

	道路班	道路整備課 道路管理課	[共通] 1 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関する事 [災害応急対策期] 2 交通の規制に関する事。		道路班	道路整備課 道路管理課	[共通] 1 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関する事 [災害応急対策期] 2 交通の規制に関する事。
	河川砂防班	河川砂防課	[共通] 1 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関する事。		河川砂防班	河川砂防課	[共通] 1 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関する事。
	建設事務所班	北部建設事務所 南部建設事務所	[共通] 1 本庁各対策部及び所管する区域の支所対策部との連絡調整に関する事。 2 農地、用排水路その他農業施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 3 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関する事。 4 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 5 交通の規制に関する事。 6 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関する事。 7 応急対策に必要な資機材の確保に関する事。		建設事務所班	北部建設事務所 南部建設事務所	[共通] 1 本庁各対策部及び所管する区域の支所対策部との連絡調整に関する事。 2 農地、用排水路その他農業施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 3 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関する事。 4 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 5 交通の規制に関する事。 6 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関する事。 7 応急対策に必要な資機材の確保に関する事。
(略)				(略)			
市民生活対策部	庶務班	市民生活課 人権・同和政策 男女参画課	[共通] 1 市民生活対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 避難所の開設及び管理運営に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 安否情報の収集及び市民等からの安否確認に関する事。 4 外国人罹災者に関する事。	市民生活対策部	庶務班・税務班	市民生活課 人権・同和政策 男女参画課 生活安全課 市民税課 資産税課 納税課	[共通] 1 市民生活対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 避難所の開設及び管理運営に関する事。 3 広報車等による現地及び市民への広報に関する事。 4 物資の運搬に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 5 安否情報の収集及び市民等からの安否確認に関する事。 6 相談窓口開設に関する事。 7 災害による市税に関する事。 8 被害状況の現地調査に関する事。
	生活安全班	生活安全課	[災害復旧・復興対策期] 1 相談窓口開設に関する事。				
	税務班	市民税課 資産税課 納税課	[災害応急対策期] 1 広報車等による現地及び市民への広報に関する事。 2 物資の運搬に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 災害による市税に関する事。 4 被害状況の現地調査に関する事。				
(略)				(略)			
教育対策部	庶務班	教育総務課 社会教育課	[共通] 1 教育対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 2 学校等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 3 学校等に避難所を開設することについての協力に関する事。	教育対策部	庶務班	教育総務課 (削除)	[共通] 1 教育対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 2 学校等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 3 学校等に避難所を開設することについての協力に関する事。

佐賀市水防計画の修正に係る新旧対照表

	文化振興班	文化振興課	[共通] 1 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。		文化振興班	文化振興課	[共通] 1 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	学校教育班	学校教育課 学事課	[共通] 1 小中学校の授業対策に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災児童生徒への教科書、図書等の支援に関すること。 3 罹災児童生徒の学校給食に関すること。 4 罹災児童生徒の保健管理に関すること。		学校教育班	学校教育課 学事課	[共通] 1 小中学校の授業対策に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災児童生徒への教科書、図書等の支援に関すること。 3 罹災児童生徒の学校給食に関すること。 4 罹災児童生徒の保健管理に関すること。
	図書館班	図書館	[共通] 1 図書館等の被害調査及び応急対策に関すること。		図書館班	図書館	[共通] 1 図書館等の被害調査及び応急対策に関すること。
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		<u>社会教育班</u>	<u>社会教育課</u>	<u>[共通]</u> <u>1 社会教育施設等の被害状況の調査及び応急対策に関すること。</u>
(略)				(略)			
上下水道事業対策部	庶務班	総務課 財務課 業務課	[共通] 1 上下水道事業対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 上下水道事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関すること。 3 他事業者との連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 4 給排水設備の不具合に対する問合せに関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 各種報告書の作成に関すること。	上下水道事業対策部	庶務班	総務課 財務課 業務課	[共通] 1 上下水道事業対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 上下水道事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関すること。 3 他事業者との連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 4 給排水設備の不具合に対する問合せに関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 各種報告書の作成に関すること。
	水道班	水道工務課 浄水課	[共通] 1 水道施設に関する被害調査、応急復旧及び給水対策に関すること。 [災害応急対策期] <u>(追加)</u>		水道班	水道工務課 浄水課	[共通] 1 水道施設に関する被害調査、応急復旧及び給水対策に関すること。 [災害応急対策期] <u>2 浄水場及び圧送所の運転に関すること。</u>
	下水道班	下水道工務課 下水道施設課 下水エネルギー推進室 下水道企画室	[共通] 1 下水道施設に関する被害調査、応急復旧に関すること。 [災害応急対策期] 2 下水浄化センター及びポンプ場の運転に関すること。		下水道班	下水道工務課 下水道施設課 下水エネルギー推進室 下水道企画室	[共通] 1 下水道施設に関する被害調査、応急復旧に関すること。 [災害応急対策期] 2 下水浄化センター及びポンプ場の運転に関すること。
(略)				(略)			

佐賀市水防計画の修正に係る新旧対照表

第4節 水防機関

1 構成

水防機関は、消防機関をもって充てる。

総員 3,944名（平成31年4月1日現在）

組織名		人員
消防署	佐賀広域消防局 佐賀消防署	124
	佐賀広域消防局 南部消防署	<u>49</u>
	佐賀広域消防局 北部消防署	<u>49</u>
佐賀市消防団		<u>3,722</u>
計		<u>3,944</u>

(略)

第3章 水防配備体制

第1節 水防配備体制

佐賀地方气象台並びに佐賀県知事、又は水防災情報システム等により水災に関係ある通報を受けたときは、その状況を判断し、通報雨量、通報水位、警戒すべき潮位等に達するおそれがあると思われるときは、第2章第2節及び第3節の水防本部組織及び分掌事務に基づき、水防準備体制から水防対策本部までの4段階の水防配備体制をとり、常時の勤務から水防活動への切替を確実に迅速に行うとともに、事態に即応して水防活動従事者を適宜交替させるなど、長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期する。

水防配備体制は、本部長が指令するものとする。ただし、気象状況の急変により、本部長の指令を受けられないときは、副本部長の指示を受け、その結果をすみやかに本部長に報告するものとする。

(略)

2 水防警戒体制（災害警戒体制）

(略)

(7) 職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

ア 職員は災害対策本部の設置の伝達を受けた場合、直ちに、勤務地に登庁するものとする。

ただし、避難所開設のために指名された者は、指定された避難所に参集するものとする。

イ 参集場所の例外

職員は参集に当たって、交通途絶により勤務地に登庁することができない場合、次の登庁可能な場所に参集するものとする。

第4節 水防機関

1 構成

水防機関は、消防機関をもって充てる。

総員 3,840名（令和2年4月1日現在）

組織名		人員
消防署	佐賀広域消防局 佐賀消防署	124
	佐賀広域消防局 南部消防署	<u>48</u>
	佐賀広域消防局 北部消防署	<u>47</u>
佐賀市消防団		<u>3,621</u>
計		<u>3,840</u>

(略)

第3章 水防配備体制

第1節 水防配備体制

佐賀地方气象台並びに佐賀県知事、又は水防災情報システム等により水災に関係ある通報を受けたときは、その状況を判断し、通報雨量、通報水位、警戒すべき潮位等に達するおそれがあると思われるときは、第2章第2節及び第3節の水防本部組織及び分掌事務に基づき、水防準備体制から水防対策本部までの4段階の水防配備体制をとり、常時の勤務から水防活動への切替を確実に迅速に行うとともに、事態に即応して水防活動従事者を適宜交替させるなど、長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期する。

水防配備体制は、本部長が指令するものとする。ただし、気象状況の急変により、本部長の指令を受けられないときは、副本部長の指示を受け、その結果をすみやかに本部長に報告するものとする。

(略)

2 水防警戒体制（災害警戒体制）

(略)

(7) 職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

ア 職員は災害対策本部の設置の伝達を受けた場合、直ちに、勤務地に登庁するものとする。

ただし、避難所開設のために指名された者は、指定された避難所に参集するものとする。

イ 参集場所の例外

職員は参集に当たって、交通途絶により勤務地に登庁することができない場合、次の登庁可能な場所に参集するものとする。

佐賀市水防計画の修正に係る新旧対照表

登庁指定場所一覧

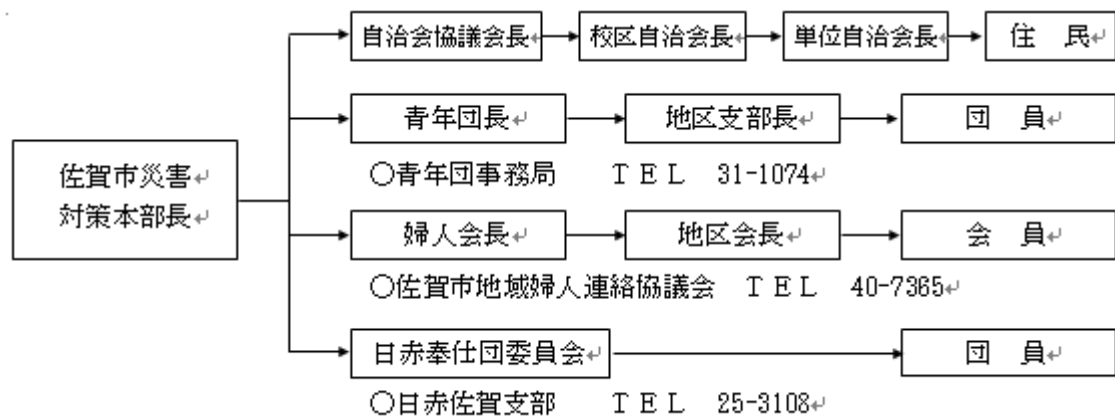
管轄地区	所在地	連絡先
本庁	佐賀市栄町1番1号	(0952)24-3151
諸富支所	佐賀市諸富町大字諸富津1番地2	47-2131
大和支所	佐賀市大和町大字尼寺1870番地	62-1111
富士支所	佐賀市富士町大字古湯2685番地	58-2111
三瀬支所	佐賀市三瀬村三瀬2764番地	56-2111
川副支所	佐賀市川副町大字鹿江623番地1	45-1111
東与賀支所	佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地	45-1021
久保田支所	佐賀市久保田町大字新田 <u>1109番地1</u>	68-2111

(8) ~ (14)

(略)

(15) その他の現地機関

民間団体の活用は、市長又は教育委員会が市内民間団体の協力を求めて行うものとする。



登庁指定場所一覧

管轄地区	所在地	連絡先
本庁	佐賀市栄町1番1号	(0952)24-3151
諸富支所	佐賀市諸富町大字諸富津1番地2	47-2131
大和支所	佐賀市大和町大字尼寺1870番地	62-1111
富士支所	佐賀市富士町大字古湯2685番地	58-2111
三瀬支所	佐賀市三瀬村三瀬2764番地	56-2111
川副支所	佐賀市川副町大字鹿江623番地1	45-1111
東与賀支所	佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地	45-1021
久保田支所	佐賀市久保田町大字新田 <u>3331番地3</u>	68-2111

(8) ~ (14)

(略)

(15) その他の現地機関

民間団体の活用は、市長又は教育委員会が市内民間団体の協力を求めて行うものとする。



佐賀市水防計画の修正に係る新旧対照表

第2節 配備基準 (地域防災計画から抜粋)							第2節 配備基準 (地域防災計画から抜粋)												
水防体制の配備要員は、次の基準に基づき配備する。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部長は各対策部への配備要員の要請ができることとする。							水防体制の配備要員は、次の基準に基づき配備する。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部長は各対策部への配備要員の要請ができることとする。												
動員体制	配備体制	部署	災害準備体制	災害警戒体制		災害対策室	災害対策本部第1配備体制	災害対策本部第2配備体制	動員体制	配備体制	部署	災害準備体制	災害警戒体制		災害対策室	災害対策本部第1配備体制	災害対策本部第2配備体制		
				第1配備	第2配備								第1配備	第2配備					
			人員	人員	人員	人員	人員	人員				人員	人員	人員	人員	人員	人員		
総務対策部	総括班	消防防災課	2	3	5	5	概ね1/2程度の職員	全職員		総括班	消防防災課	2	3	5	5	概ね1/2程度の職員	全職員		
		総務法制課	1	1	1	5					国際課	新型コロナウイルス感染症対策室							
		(追加)																	
		(追加)																	
	動員班	人事課				2				動員班	人事課				2				
	秘書広報班	秘書課		2	2	2				秘書広報班	秘書課		1	2	2				
経理班	財政課					経理班	財政課												
	契約監理課						契約監理課												
	財産活用課						財産活用課												
企画調整対策部	連絡調整班	企画政策課				4	10	概ね1/2程度の職員	全職員	企画調整対策部	企画政策課				4	10	概ね1/2程度の職員	全職員	
		情報課																	
		三重津世界遺産課										歴史・世界遺産課							
		バイオマス産業推進課										バイオマス産業推進課							
		佐賀駅周辺整備構想推進室										佐賀駅周辺整備構想推進室							
(略)																			
農林水産対策部	庶務農業振興班	農業振興課	1	1	1	3	概ね1/2程度の職員	全職員		農林水産対策部	庶務農業振興班	農業振興課	1	1	1	1	概ね1/2程度の職員	全職員	
	水産班	水産振興課		1	1	2					水産班	水産振興課		2	2	2			
	森林整備班	森林整備課									森林整備班	森林整備課							
	農村環境班	農村環境課	3	3	4	3					農村環境班	農村環境課	2	2	4	4			
	(追加)				(追加)						コールセンターアドバイザー			1	2				
建設対策部	庶務班	都市政策課		2	2	2	概ね1/2程度の職員	全職員		庶務班	都市政策課		2	2	2	概ね1/2程度の職員	全職員		
		都市デザイン課									(削除)								
		用地対策課																	
	緑化推進課		1	1	2	緑化推進課							(削除)						
	建築住宅班	建築指導課								建築指導課									
		建築住宅課								建築住宅課									
	道路班	道路整備課	3	3	3	5				道路班	道路整備課	3	6	6	12				
道路管理課		3		3	5	道路管理課	3	3	6		9								
施設管理センター		2		10	10	16	施設管理センター	3	3		6		9						

佐賀市水防計画の修正に係る新旧対照表

	河川砂防班	河川砂防課 都市デザイン課 用地対策課 緑化推進課 建築指導課 建築住宅課	7	7	7	8
	建設事務所班	北部建設事務所	3	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>8</u>
		南部建設事務所	5	5	<u>9</u>	<u>15</u>
		<u>(追加)</u>			<u>(追加)</u>	
環境対策部	庶務衛生班	環境政策課			1	2
	清掃班	循環型社会推進課				1
		環境保全課				<u>1</u>
衛生班	衛生センター					
市民生活対策部	<u>庶務班</u>	市民生活課			<u>1</u>	<u>2</u>
		人権・同和政策・男女 参画課				
	<u>生活安全班</u>	生活安全課				
	<u>税務班</u>	市民税課				
資産税課				<u>2</u>	<u>2</u>	
納税課						
(略)						
教育対策部	<u>庶務班</u>	<u>教育総務課</u>		1	1	1
		<u>社会教育課</u>				
	文化振興班	文化振興課				1
	学校教育班	学校教育課		<u>追加</u>	<u>追加</u>	
学事課						
図書館班	図書館					
		<u>(追加)</u>				<u>(追加)</u>
(略)						
上下水道事業対策部	庶務班	総務課		1	1	<u>2</u>
		財務課				<u>2</u>
		業務課				<u>2</u>
	水道班	水道工務課				<u>3</u>
		浄水課				<u>2</u>
	下水道班	下水道工務課				<u>2</u>
		下水道施設課				1
下水エネルギー推進室					<u>1</u>	
下水道企画室					<u>1</u>	
(略)						
諸富支所対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	2	5	5	7

	河川砂防班	河川砂防課 (削除) 用地対策課 緑化推進課 建築指導課 建築住宅課	7	7	7	8	
	建設事務所班	北部建設事務所	3	<u>7</u>	<u>10</u>	<u>16</u>	
		南部建設事務所	5	5	<u>5</u>	<u>10</u>	
		<u>コールセンターアドバイザー</u>			<u>1</u>	<u>2</u>	
環境対策部	庶務衛生班	環境政策課			1	2	
	清掃班	循環型社会推進課				1	
		環境保全課				(削除)	
衛生班	衛生センター						
市民生活対策部	<u>庶務班・税務班</u>	市民生活課			<u>2</u>	<u>2</u>	
		人権・同和政策・男女参 画課					
	生活安全課						
	市民税課				(削除)		
資産税課							
納税課							
(略)							
教育対策部	<u>庶務班</u>	<u>教育総務課</u>			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
		(削除)					
	文化振興班	文化振興課					<u>1</u>
	学校教育班	学校教育課			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
学事課							
図書館班	図書館						
		<u>社会教育班</u>				<u>社会教育課</u>	
(略)							
上下水道事業対策部	庶務班	総務課		1	1	<u>1</u>	
		財務課				(削除)	
		業務課				(削除)	
	水道班	水道工務課				<u>1</u>	
		浄水課				<u>1</u>	
	下水道班	下水道工務課				<u>1</u>	
		下水道施設課				1	
下水エネルギー推進室					(削除)		
下水道企画室					(削除)		
(略)							
諸富支所対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	2	5	5	7	

佐賀市水防計画の修正に係る新旧対照表

大和支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	2	7	<u>12</u>	<u>18</u>
富士支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	1	3	5	15
三瀬支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	2	<u>2</u>	5	7
川副支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	2	6	6	10
東与賀支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	2	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>14</u>
久保田支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	2	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>8</u>

大和支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	2	7	<u>11</u>	<u>16</u>
富士支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	1	3	5	15
三瀬支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	2	<u>5</u>	5	7
川副支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	2	6	6	10
東与賀支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	2	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>8</u>
久保田支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ	2	<u>5</u>	<u>7</u>	<u>10</u>

第4章 水防活動

(略)

第5章 水防通信連絡

(略)

第2節 非常通信連絡

2 電気通信施設の優先利用

専用通信施設が利用できないか利用することが困難な場合、水防上緊急を要する連絡は、有線電気通信法第8条の規定により、優先的に取扱うことができる。

なお、非常通話の利用方法は次のとおりであり、取扱いをうけている機関は次表のとおりである。

(略)

(2) 非常通話取扱い機関一覧表

この機関以外についても、水防上やむを得ない特別の事由がある場合は、その旨を告げて非常通話を請求することができる。

関係機関	局番	電話番号(代表)	災害時優先指定電話番号等
県 <u>危機管理報道課</u>	0952	25-7008	
県 <u>消防防災課</u>	〃	25-7026	
<u>武雄河川事務所 佐賀庁舎</u>	〃	41-8801	41-8803

第4章 水防活動

(略)

第5章 水防通信連絡

(略)

第2節 非常通信連絡

2 電気通信施設の優先利用

専用通信施設が利用できないか利用することが困難な場合、水防上緊急を要する連絡は、有線電気通信法第8条の規定により、優先的に取扱うことができる。

なお、非常通話の利用方法は次のとおりであり、取扱いをうけている機関は次表のとおりである。

(略)

(2) 非常通話取扱い機関一覧表


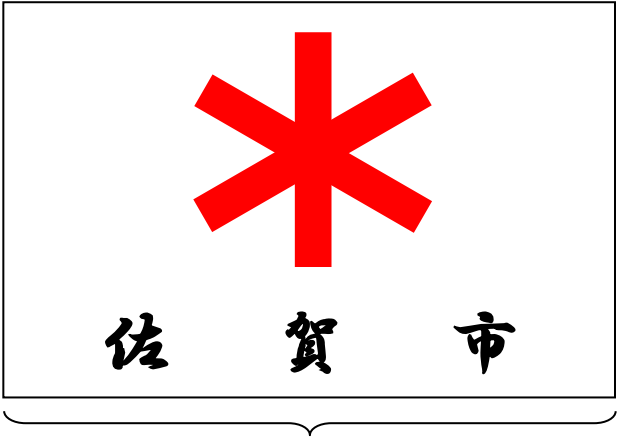
この機関以外についても、水防上やむを得ない特別の事由がある場合は、その旨を告げて非常通話を請求することができる。

関係機関	局番	電話番号(代表)	災害時優先指定電話番号等
県 <u>報道課</u>	0952	25-7008	
県 <u>危機管理防災課</u>	〃	25-7026	
<u>佐賀河川事務所</u>	〃	41-8801	41-8803

佐賀市水防計画の修正に係る新旧対照表

<p>第6章 重要水防箇所及び水防警報</p> <p>(略)</p> <p>第7章 避難</p> <p>(略)</p> <p>第8章 協力及び応援</p> <p>(略)</p> <p>第9章 水防倉庫及び資材等の備蓄</p> <p>(略)</p> <p>第10章 水防訓練</p> <p>指定水防管理団体である本市は、法第32条の2の規定により、毎年出水期前に国土交通省・県等関係機関の協力を得て、水防工法・通信連絡等の訓練を行うものとする。</p> <p>令和元年度 水防訓練等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度佐賀市水防工法訓練 日時：令和元年5月26日 場所：佐賀市嘉瀬川防災ステーション (追加) ○洪水対応（情報伝達）演習 令和元年5月9日 (筑後川河川事務所、武雄河川事務所、佐賀県等) ○嘉瀬川ダム水防連絡会 日時：令和元年5月7日 場所：嘉瀬川ダム管理支所 <p>第11章 水防信号及び標識</p> <p>法第18条及び第20条の規定による佐賀県水防信号及び標識に関する規則（昭和24年佐賀県規則第53号）に定める水防に用いる信号及び標識は次のとおりである。 ※地震による堤防の漏水、沈下等の場合、また津波の場合も同様とする。</p> <p>1 水防信号</p> <p>(略)</p>	<p>第6章 重要水防箇所及び水防警報</p> <p>(略)</p> <p>第7章 避難</p> <p>(略)</p> <p>第8章 協力及び応援</p> <p>(略)</p> <p>第9章 水防倉庫及び資材等の備蓄</p> <p>(略)</p> <p>第10章 水防訓練</p> <p>指定水防管理団体である本市は、法第32条の2の規定により、毎年出水期前に国土交通省・県等関係機関の協力を得て、水防工法・通信連絡等の訓練を行うものとする。</p> <p>令和2年度 水防訓練等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度佐賀市水防工法訓練 日時：令和2年4月17日 (削除) 備考：水防工法資料（土のう、ロープワーク）及びeカレッジ（総務省消防庁オンライン教材）の配布 ○洪水対応（情報伝達）演習 令和2年5月12日 (筑後川河川事務所、武雄河川事務所、佐賀県等) ○(削除) <p>第11章 水防信号及び標識</p> <p>法第18条及び第20条の規定による佐賀県水防信号及び標識に関する規則（昭和24年佐賀県規則第53号）に定める水防に用いる信号及び標識は次のとおりである。 ※地震による堤防の漏水、沈下等の場合、また津波の場合も同様とする。</p> <p>1 水防信号</p> <p>(略)</p>	
---	--	--

佐賀市水防計画の修正に係る新旧対照表

<p>2 水防標識 (車両の緊急優先通行標識)</p> <div data-bbox="231 283 845 655" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  </div> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>タテ</td> <td>テ</td> <td>約 60 cm</td> </tr> <tr> <td>ヨコ</td> <td>コ</td> <td>約 90 cm</td> </tr> <tr> <td>布地</td> <td>地</td> <td>紺色</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水の文字</td> <td>中は赤色 外は白色</td> </tr> <tr> <td colspan="2">佐賀市の文字</td> <td>中は黄色 外は白色</td> </tr> </table> <p>第 1 2 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>(略)</p> <p>第 1 3 章 水防協力団体</p> <p>(略)</p> <p>第 1 4 章 その他</p> <p>(略)</p>	タテ	テ	約 60 cm	ヨコ	コ	約 90 cm	布地	地	紺色	水の文字		中は赤色 外は白色	佐賀市の文字		中は黄色 外は白色	<p>2 水防標識 (車両の緊急優先通行標識)</p> <div data-bbox="1507 273 2083 682" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">約 90 センチメートル</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">約 60 センチ メートル</td> <td>マーク：赤色</td> </tr> <tr> <td>佐賀市の文字：黒色</td> </tr> <tr> <td>布地：白色</td> </tr> </table> <p>第 1 2 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>(略)</p> <p>第 1 3 章 水防協力団体</p> <p>(略)</p> <p>第 1 4 章 その他</p> <p>(略)</p>	約 60 センチ メートル	マーク：赤色	佐賀市の文字：黒色	布地：白色
タテ	テ	約 60 cm																		
ヨコ	コ	約 90 cm																		
布地	地	紺色																		
水の文字		中は赤色 外は白色																		
佐賀市の文字		中は黄色 外は白色																		
約 60 センチ メートル	マーク：赤色																			
	佐賀市の文字：黒色																			
	布地：白色																			